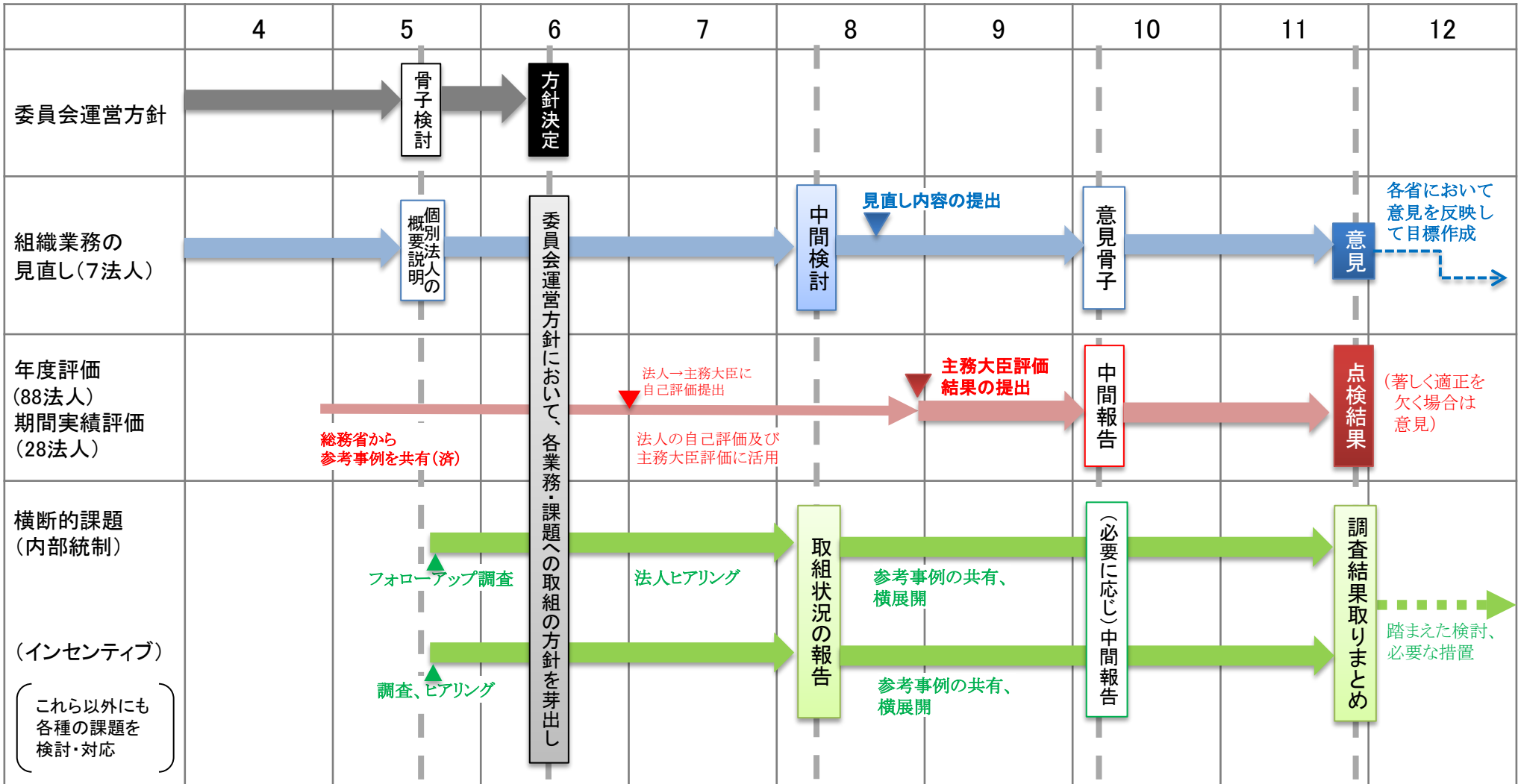


独立行政法人評価関係スケジュール(28年4月～年末)



委員会・部会開催スケジュール

※予定であり、変更があり得る。
 ※委員会①・③については、
 委員会後の部会開催があり得る。
 (案件次第)

部会①
(5/18)委員会①
(6/14)委員会②
and/or 部会②
(8/8…今後調整)部会③
(10月上旬)委員会③
(11月末)

「28 年度の委員会運営方針」に盛り込む事項の骨子（案）

平成 28 年 5 月 18 日

27 年度の委員会運営方針（平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について（平成 27 年 5 月 22 日独立行政法人評価制度委員会決定））に掲げられた取組事項は、28 年度以降の取組においても同様に合致するもの。

このため、28 年度の委員会運営方針については、27 年度方針に所要の時点修正を施した上で、2 月 22 日の委員会での議論等を踏まえ、以下の事項を盛り込むこととしてはどうか。

（委員会と各省との関係）

- 委員会は、政府で唯一の第三者機関として、各省と双方向で意見交換を重ね、法人の類型、事業の特性、現場の実態をきめ細かく把握した上で、独立行政法人評価に関する業務を遂行していくこととすること。また、組織業務の見直しや目標チェック等は、政策全体の体系に留意しつつ、横断的な観点で、データに基づいて実証的に進めていくこととすること。

（組織及び業務の見直し、目標チェック）

- 組織業務の見直し、目標案の点検においては、「法人の長のリーダーシップの下、国の政策の実施機能の最大化を図る」という独法制度改革の趣旨が一層徹底されるよう、委員会において、以下の事項に留意して点検すること。
 - ① 政府の重要政策を含めた国の政策の実施機能が向上するよう目標を策定するとともに、当該目標を適切に達成できるように組織及び業務を抜本的に見直していくこと。その際、後述②の取組と相俟って、法人の長のリーダーシップの下、当該目標を法人内部の隅々に貫徹した上で、個々の業務遂行や組織管理の実践につなげていくこと。
 - ② 法人の組織管理及び業務遂行において、管理会計の手法を活用してコスト管理を的確に行い、情報セキュリティを確保しつつ内部統制システムを機能させるなど、長のマネジメントが発揮される環境を整えること。
 - ③ 法人の目標における国の政策上の位置づけ、法人のミッション、達成すべき成果を、国民にとってわかりやすく示すこと。

（年度評価、期間実績評価）

- 年度評価及び期間実績評価については、主務大臣においては、昨年度の点検によって得られた知見を有効に活用した上で適正な評価を行い、委員会においては、独立行政法人評価に係る取組課題を踏まえて一定の事項を選定の上、当該事項を重点的に点検（評定に至った理由の妥当性の確認）することとすること。

（特定国立研究開発法人）

- 先般成立した「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」に規定されている特定国立研究開発法人については、同法施行までの間において、中長期目標の変更が想定されるところ、当該変更については、独立行政法人の目標策定に関する指針と、同法第 3 条に規定する基本方針（特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針）との関係が適切に整理された上で、これらを踏まえて、審議を行うこととすること。

（横断的な検討課題）

独立行政法人の PDCA サイクルが機能を発揮し、業務運営に対する国民の信頼を確保するため、以下に示す事項についても、「評価の制度に関する重要事項」として、当委員会として主体的

に検討を進め、可能なものから取り組む、又は関係機関に取組を要請することとする。

- 内部統制システムについては、法人の長のリーダーシップの下でPDCAサイクルを機能させていく上で重要な基盤となることから、委員会において、法人評価サイクルで点検していくことに加え、法人における取組状況を把握し、各省との間で共有・横展開を図りつつ、これにより適切に機能するための方策について検討を進めていくこと。
- 社会や国民にとって重要な個人情報や研究情報を扱う独立行政法人において、情報セキュリティを確立することが重要であることから、
 - ・ 目標において、情報セキュリティ対策を講ずる旨を記載する
 - ・ 主務大臣は、実績評価において情報セキュリティ対策の実施状況について評価する等の政府全体の取組を踏まえ、委員会としても必要な対応を行っていくこと。
- 法人が真に成果を挙げるためには、法人の役職員の士気を高めるとともに、能動的・現場発生的な業務改善がなされるインセンティブを考慮する必要。こうした発想の下、委員会においても、法人における業務遂行上の創意工夫、成果の最大化に向けた取組などの業務改善の事例を把握し、各省との間で共有・横展開を図っていくこと。
- 独立行政法人の共通的な業務、内部管理的な業務に関し、既往の決定に基づく共同調達や間接業務の共同実施（業務の共同化）については、当面、すでに先行実施されている取組を一層推進していくこと。
更なる業務の共同化については、法人側の要望・ニーズを把握した上で、独立行政法人の業務のICT化の推進など、これが効率的・効果的に進められるような方策について検討を進めていくこと。

平成 28 年度の見直し対象法人 法人の概要

〔外務省〕

○（中）国際協力機構	5
○（中）国際交流基金	12

〔国土交通省〕

○（中）自動車事故対策機構	17
○（中）住宅金融支援機構	22

〔総務省〕

○（中）郵便貯金・簡易生命保険管理機構	28
---------------------	----

〔文部科学省〕

○（研）科学技術振興機構	32
--------------	----

〔厚生労働省〕

○（中）労働政策研究・研修機構	37
-----------------	----

法人の概要 独立行政法人国際協力機構

所管	外務省	主管課	国際協力局政策課	中期目標期間	平 24. 4. 1 ～ 29. 3. 31 (5年)
沿革	昭37.6 海外技術協力事業団 } → 昭49.8 国際協力事業団 → 平15.10 独立行政法人国際協力機構 昭 38.7 海外移住事業団 } 平 20. 10 旧国際協力銀行の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く。）を承継				
組織体制	本部：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 国内拠点：14 か所（9 センター、3 支所、2 訓練所） 海外拠点：65 在外事務所（アジア（20）、大洋州（2）、北米・中南米（13）、アフリカ（19）、中東（8）、欧州（3））				
役職員数	役 員 数：理事長（1）、副理事長（1）、理事（7）、監事（3）（H28. 4. 1 現在） 常勤職員数：1,864 人、非常勤職員数：0 人（H28. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人国際協力機構法第 3 条】 開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること				
業務の範囲	【独立行政法人国際協力機構法第 13 条】 ① 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。 i) 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。 ii) 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。 iii) ii) に掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。 iv) 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。 v) 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。 ② 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る）に関する次の業務を行うこと。 i) 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること（注：円借款） ii) 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（注：海外投融資） ③ 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。 i) 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。 ii) i) に規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。 ④ 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第 42 条第 2 項第 3 号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。 i) 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。 ii) 条約その他の国際約束に基づき、i) の選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。 iii) 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。				

	と。 a 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修 b 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣 c 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与 iv) 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。 ⑤ 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。 i) 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと ii) 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと iii) 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと ⑥ 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）第 2 条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。 ⑦ ①、④ iii) 及び⑥並びに⑧の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと ⑧ ①から⑦に掲げる業務に関連する必要な調査及び研究を行うこと。 ⑨ ①から⑧に掲げる業務に附随する業務を行うこと。 ⑩ ①から⑨のほか、次の業務を行う。 i) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。 ii) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。
--	--

平成 24～28 年度における決算額（27・28 年度は予算額）（単位：百万円）

一般勘定											
収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
運営費交付金収入	149,663	152,973	159,293	154,036	149,049	一般管理費	8,788	8,826	9,469	10,477	10,324
事業収入	-	-	-	335	323	うち人件費	2,616	2,385	2,389	2,864	2,622
無償資金協力事業資金収入	96,618	85,423	106,528			物件費	6,172	6,441	7,080	7,613	7,702
受託収入	777	1,403	944	485	340	業務経費	132,440	140,217	138,963	143,893	139,048
開発投融资貸付利息収入	46	35	25			うち技術協力プロジェクト関係費	68,860	76,421	72,681	69,599	65,823
入植地割賦利息収入	7	12	7			無償資金協力関係費	184	137	207	194	241
移住投融资貸付金利息収入	34	58	18			国民参加型協力関係費	14,867	14,323	15,725	15,638	15,104
その他収入	2,817	2,724	2,286			海外移住関係費	302	305	310	401	396
うち寄附金収入	18	118	11	14	14	災害援助等協力関係費	660	745	1,406	880	880
雑収入	2,799	2,606	2,275			人材養成確保関係費	354	178	239	1,418	1,399
施設整備費補助金等収入	343	206	2,075	613	1,014	援助促進関係費	12,632	14,399	13,456	18,845	17,605
前中期目標期間繰越	5,066	111	6			事業附帯関係費	6,270	5,913	6,481	7,025	7,268
積立金取崩収入						事業支援関係費	28,313	27,795	28,460	29,892	30,331
合 計	255,372	242,947	271,181	155,482	150,741	施設整備費	343	2,028	254	613	1,014
						無償資金協力事業費	96,618	85,423	106,528		
						受託経費	810	1,152	1,088	485	340
						寄附金事業費	18	118	11	14	14
						合 計	239,019	237,764	256,312	155,482	150,741

有償資金協力勘定											
収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
事業益金						事業損金	81,682	84,915	89,148	123,957	128,284
事業益金	210,640	198,669	201,002	163,003	159,505	役員給	28	28	38	41	42
貸付利息金	183,123	174,240	164,815	157,622	155,436	職員基本給	1,555	1,552	1,735	1,789	1,841
配当金収入	27,516	24,430	36,187	5,381	4,069	職員諸手当	1,168	1,204	1,371	1,496	1,585
雑収入	9,295	3,706	3,949	2,869	3,219	超過勤務手当	126	124	137	144	148
運用収入	38	34	39	10	9	休職者給与	53	55	59	70	79
運用収入	38	34	39	10	9	退職手当	236	188	140	252	214
雑収入	9,257	3,671	3,910	2,860	3,210	諸支出金	475	481	532	617	684
労働保険料被保険者負担金	12	12	14	19	23	旅費	1,100	1,127	1,185	1,315	1,355
						業務諸費	11,689	11,749	11,819	16,988	15,253
雑収入	9,245	3,659	3,896	2,840	3,187	交際費	-	-	-	1	1

収入合計	219,935	202,375	204,951	165,873	162,724	税金	86	84	83	105	104
						業務委託費	20,058	21,463	21,224	34,727	45,538
						支払利息	44,754	46,551	50,380	65,649	60,721
						債券発行諸費	354	307	445	763	719
						予備費	-	-	-	141	141
						支出合計	81,682	84,915	89,148	124,098	128,424

No	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
----	----	----	-----	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	2	・外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」(平成24年9月)の趣旨に添い、共用化又は近接化を進めている。 ・具体的には、各拠点の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行っている。(2014年度は、パリにおいてJICAの移転による日本貿易振興機構(JETRO)との2法人の近接化を、ハノイにおいてJICAの移転による国際交流基金(JF)及びJETROの3法人の近接化を達成した。)	・引き続き各拠点の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行う。
03	政府開発援助の事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。	2	・2015年度において、海外拠点の法令順守体制を強化すべく、2013年度に洗い出した各拠点の抱えるリスクの見直しを行った。また、2014年度、海外拠点に駐在する職員を含む全職員を対象にコンプライアンスをテーマとしたウェブ研修を実施(海外拠点の394名が受講)するとともに、現地職員を対象としたコンプライアンス研修をテレビ会議・電話会議・録画DVDにより計11回実施し、62拠点が参加した(一部2015年度実施分も含む)。また、海外拠点に赴任予定の職員や専門家、ボランティアに対するコンプライアンスに係る研修をほぼ毎月実施している。 ・また、経理業務については、海外拠点の会計、経理業務に関連したリスクを洗い出し、分析結果を取りまとめ、拠点毎に点検、確認を依頼するとともに、適切かつ円滑な経理処理を行うことを目的とし、財務部職員等による在外拠点に対する経理指導を実施した(2014年度：在外56拠点)。	2015年度も研修等を継続して海外拠点の法令遵守体制の強化に取り組む。
04	研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。	2	地域における国際協力の結節点としての機能を強化し、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進している。この結果、国内拠点の施設の利用者数が増加し、国内拠点の平成26年度の利用者実績は、前年度を約28%上回った。	各国内拠点の地域特性を踏まえた施設の効果的・効率的な利用促進を強化する。利用者数の傾向について引き続きモニタリングを行う。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	2	地域における国際協力の結節点としての機能を強化し、民間企業、NGO、地方自治体、大学等の多様なパートナーとの連携を促進し、国内拠点の施設の利用者数の増加を図っている。国内拠点の施設の利活用状況については、外部専門家による第三者検証を実施した。	各国内拠点の地域特性を踏まえた効果的・効率的な利用促進を強化する。施設の利活用状況、利用者数の傾向について引き続き、第三者検証および定量的なモニタリングを行う。
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	—	JICAが国内に有する研修施設は、JICA機構法第13条1項に基づき、政府開発援助(ODA)の一環として、開発途上国の行政官・技術者等に対して、技術研修を行うための施設であり、研修施設を使って自己収入の拡大を図るための措置を講ずることは困難。JICAが実施する国民参加型事業等に参加する市民等から使用料を徴取しているケースもあるが、こうしたケースは研修施設利用という観点からはあくまでも付随的なものであり、自己収入の拡大を図ることは困難。	—
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	2	国内拠点施設の運営管理における市場化テスト導入に関し、平成25年度にはJICA横浜センターで、平成26年度には東京国際センター、筑波国際センターで市場化テストを実施した。	市場化テストを通じて取り組んだ各種改善事項を、他国際センターにおける施設管理・運営契約に反映させる。
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	3	国内拠点の施設毎の利用者数について、業務実績評価において、定期的に報告している。	国内拠点施設の利用者数について、次期中期計画の定量的目標等として設定し、定期的にモニタリングすることを検討する。
09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	次年度助成金交付にかかる事前調査を毎年実施している。同調査では、交付(6月)後、助成金申請の対象事業に係る3か年計画及び次年度申請内容について協議を実施(9月～12月)。その中で、不正受給、不正使用がないことを確認している。	引き続き、先の取組を実施する。
10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	制裁措置については、以下の内部規程に記載済。 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第13条(助成金の交付決定の取り消し) 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第14条(助成金の返還) 「移住者の団体に対する助成金交付要領(執務要領)」第8条(加算金及び延滞金)	措置済み

11	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	指摘事項については、JICAが実施している助成金交付事業の事業対象者は基本的に継続申請・交付している団体のみとなることから、以下の内部規程及び交付決定通知書（様式）に記載済。 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第13条（助成金の交付決定の取り消し） 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第14条（助成金の返還） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」第8条（加算金及び延滞金） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」様式第2号（助成金交付決定通知書） また、申請書を作成するための「手引き」においても記載済。	措置済み
----	---	---	--	------

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	効果的かつ効率的な業務運営のため、各海外事務所において、国際交流基金、国際観光振興機構、日本貿易振興機構の海外事務所との会議室の共同利用等の取組を通じて、法人間の業務実施の連携を強化している。	引き続き、業務実施の連携強化を図るとともに、他法人との共同調達や間接業務の共同実施の可能性について検討する。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	平成25年3月に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、理事長主導で社内横断的に業務改善を進めた。事務・事業のフロー等の分析を行い、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した上で、抜本的な合理化・簡素化を進めている。この中で戦略性を強化する対象プログラム（「強化プログラム」）の導入等事業の選択と集中に向けた施策を実施すると共に、技術協力事業の計画策定や実施管理手順の変更、国内出張に係るパック商品等チケット手配業務のアウトソーシング化等を実施した。	平成27年度についても引き続き、「業務改善推進委員会」で策定した、事業の質の向上と迅速化を図るための計画に基づき、業務改善に取り組む。 また、技術協力機材の在外調達支援業務について、業務フロー・コスト分析を平成27年度中に実施し、民間委託を行った場合と直接実施した場合の運営状況等を比較し、最適な業務実施方法について検討を行う。

○ 政独委における勧告の方向性（平成 23. 12. 9）の主な指摘事項

第 1 在外機能の強化

開発途上国の真のニーズの把握と現場の実情を踏まえた迅速な対応のため在外機能の強化が求められる一方、国際協力機構の国内、在外の定員については、国内定員が在外定員を大幅に上回る状況。現地採用職員の活用や国内における在外支援機能の強化等の取組を推進するとともに、総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、在外機能を総合的に強化

第 2 事務及び事業の見直し

- 1 ODA 3 事業（技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業）について、開発途上国の国や地域における真の援助ニーズに応えるため、要請主義による個別事業の実施ではなく、ODA 3 事業を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの強化等により、事業を戦略的、効果的かつ効率的に実施。その際、事前、中間、事後の評価など PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）を着実に推進するとともに、国民への説明責任を果たす観点から、ホームページへの公表等を通じての「ODA の見える化」を充実
- 2 海外投融資事業について、現在実施されているパイロットアプローチで得られた教訓を業務実施体制、リスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で事業を本格的に再開
- 3 ボランティア派遣事業の実施に当たっては、同事業を含む ODA 3 事業等がそれぞれを補完しあい事業間相互の相乗効果を最大限高めていくよう努め、効果的かつ効率的に実施。（ボランティア派遣事業の派遣隊員に支給される各種手当については、引き続き適正化を図る。）
- 4 草の根技術協力事業の実施に当たっては、NGO 等との連携を推進し、開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施
- 5 海外移住事業の見直し
 - (1) 日系人の日本語教師コース（上級 2 コース）については、独立行政法人国際交流基金に移管し、日系アイデンティティ向上を目的とするコースについては、引き続き国際協力機構で実施
 - (2) 日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況に鑑み、日系社会のニーズ及び外交政策上の重要性を踏まえつつ、事業規模を縮減
 - (3) 海外移住者の団体に対する支援事業については、日系社会のニーズ及び外交政策上の重要性を踏まえつつ、役割を終えたと判断される事業は廃止するなど事業を重点化して効果的かつ効率的に実施
- 6 国際協力機構研究所の行う研究事業については、研究成果の国際協力機構の事業での確実な活用及び国際的な援助潮流へ影響を与えるためのプレゼンス向上という目的を達成するための研究領域・研究課題に限定して実施
また、研究課題の設定及び研究成果について、国際協力機構の事業及び国際的な援助潮流への確実な貢献の観点から定期的に検証

第 3 海外事務所の見直し

- 1 次期中期目標期間中には、31 部局所 145 課（平成 23 年 4 月現在）の本部組織体制について、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、その大括り化などにより、スリム化
- 2 各国際センター等の国内拠点については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組を着実に進め、
 - ① 札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整の上で統合を検討
 - ② 東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ、統合について検討。大阪国際センター及び兵庫国際センターの統合並びに広尾センターの機能移転等に伴う国内体制の見直しの進捗に合わせて、自治体等とも協議の上、次期中期目標期間中に一定の結論を得る
- 3 国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所については、外事務所の共用化を促進するため、海外事務所の共用化促進のための連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、共用化に向け積極的に検討。その際、利用者の利便性向上の観点から、海外事務所と同じ国・地域に所在する独立行政法人以外の機関の事務所との共用化等、当該機関との連携についても検討
- 4 在勤手当については、適正かつ厳格な見直しを行い、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映
- 5 運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、財務諸表、業務実績報告書等で更に具体的に明示

第 4 保有資産の見直し

機構が保有する竹橋合同ビルの区分所有部分について有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には処分を実施

第 5 定量的かつ具体的な目標設定

①人材養成・確保事業、②各国際センター等で実施する国民等の協力活動等の事業（国内拠点の利用者数）など、現行中期目標期間中の業務実績等を踏まえ、次期中期目標・中期計画・年度計画等に、各事業の特性に応じて、可能な限り定量的かつ具体的な目標を設定する。なお、定性的な目標設定とせざるを得ない場合であっても、目標の達成度について第三者が検証可能なものとなるように努める

第 6 業務全般に関する見直し

- 1 内部統制の更なる充実・強化
- 2 毎年の運営費交付金額の算定を運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に実施

法人の概要 独立行政法人国際交流基金

所管	外務省	主管課	大臣官房広報文化外交戦略課 大臣官房文化交流・海外広報課	中期目標期間	平 24. 4. 1 ～ 29. 3. 31(5年)
沿革	昭 47.10 特殊法人国際交流基金 → 平 15.10 独立行政法人国際交流基金				
組織体制	所在地(本部): 東京都新宿区四谷 4-4-1 (日本拠点) 日本語国際センター(埼玉)、関西国際センター(大阪)、京都支部 (海外拠点) 米州(トロント、ニューヨーク、ロサンゼルス、メキシコシティ、サンパウロ)、アジア・太平洋(ソウル、北京、ジャカルタ、バンコク、マニラ、ハノイ、クアラルンプール、ニューデリー、シドニー、プノンペン、ビエンチャン(※))、欧州・中東・アフリカ(ローマ、ケルン、パリ、ロンドン、マドリード、ブダペスト、モスクワ、カイロ) (※うち、プノンペン、ビエンチャンはアジア文化交流強化事業の実施のための連絡事務所)				
役員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2、非常勤1)、監事(非常勤2) 職員数: 240 人 (平 28.4.1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人国際交流基金法 第三条】 国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人国際交流基金法 第十二条】 一 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい 二 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及 三 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加 四 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布 五 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る。) 六 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究 七 前各号の業務に附帯する業務				

平成 24～28 年度における決算額(27、28 年度は予算額)(単位: 百万円)

収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
運営費交付金	12,655	12,945	15,476	15,954	12,949	業務経費	13,927	14,479	15,338	20,204	17,650
施設整備費補助金	-	-	-	-	-	うち文化芸術交流事業費	1,990	1,920	1,667	4,138	1,645
国庫補助金	-	20,035	-	-	-	うち海外日本語事業費	4,531	4,916	4,880	5,615	5,383
運用収入	1,151	1,200	1,206	1,162	1,053	うち海外日本研究・知的交流事業費	3,105	2,995	2,939	1,874	1,802
寄附金収入	249	385	283	295	338	うち調査研究・情報提供等事業費	494	492	401	433	458
受託収入	35	2,493	35	12	12	うち東日本大震災復興・復興文化交流強化事業費	175	24	-	-	-
その他収入	943	1,356	1,322	1,350	1,394	うちアジア文化交流強化事業費	-	12	1,227	3,580	4,043
運用資金取崩収入	-	-	-	-	-	うちその他事業費	3,632	4,120	4,225	4,563	4,319
承継積立金取崩収入	-	-	-	-	-	施設整備費	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	一般管理費	2,178	2,081	2,455	2,403	2,674
						うち人件費	1,429	1,376	1,757	1,728	1,748
						うち物件費	749	705	699	675	927
合計	15,033	37,964	18,322	18,772	15,745	合計	16,106	16,561	17,793	22,607	20,325

No	08	所管	外務省	法人名	国際交流基金
----	----	----	-----	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	本法人と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	2	・外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（平成24年9月）の趣旨に添い、共用化又は近接化を進めている。 ・具体的には、各事務所の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行っている。（平成26年以降では、ジャカルタにおいて国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の3法人の共用化（26年3月）、ハノイにおいて国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際協力機構の3法人の近接化（26年11月）が実現。）	引き続き、法人間で情報共有を密に行いつつ、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行う。
03	本法人と国際観光振興機構は、日本ブランドの確立及び訪日外国人旅行者数の一層の拡大のため事業の連携強化等を図る必要があり、両法人の本部事務所を平成28年度末を目途に共用化することを目標とし、平成26年夏までにその具体的な工程表を策定する。	1	観光庁、国際観光振興機構、外務省、国際交流基金の4者で共用化検討会議を設置、平成26年8月までに7回開催し、工程表を策定（平成26年8月1日）	工程表に沿って、本部事務所共用化に向けた作業を進める。
04	研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。	2	外部団体からの要請に応じた日本語教師研修や学習者研修の積極的受託や、研修事業の単価縮減による招へい者数の拡大、主催事業の一部受入（平成26年度においては「日本語パートナーズ事業」の派遣前研修）等により、稼働率の維持・向上を図っている。	主催事業または外部団体が実施する事業の参加者・利用者の一層の拡大に向け、引き続き取り組む。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	2	外部団体からの要請に応じた日本語教師研修や学習者研修の積極的受託や、研修事業の単価縮減による招へい者数の拡大、主催事業の一部受入（平成26年度においては「日本語パートナーズ事業」の派遣前研修）等により、稼働率の維持・向上を図っている。	主催事業または外部団体が実施する事業の参加者・利用者の一層の拡大に向け、引き続き取り組む。
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	—	国際交流基金が国内に有する研修施設は、国際交流基金法第12条に基づき、国際文化交流事業として、主に海外の日本語教師や学習者等に対して、日本語教授法ならびに日本語運用の研修を行うための施設であり、研修施設を使って自己収入の拡大を図るための措置を講ずることは困難。	—
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	2	研修施設の施設管理・運営について、日本語国際センターは平成23年度分から、関西国際センターは平成24年度分から市場化テストを実施し、管理運営コストを低減させてきた。平成26年度に実施した平成27～29年度分の施設管理・運営に関する入れでは、新プロセスへ移行した日本語国際センターで1年あたり約17,621千円（平成22年度比）、市場化テストが終了した関西国際センターで1年あたり約34,049千円（平成23年度比）のコスト低減を達成している。	日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、東京本部との物品及び役務の共同調達に努めるなどして、引き続き、合理的・効率的な管理・運営に取り組む。
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	2	宿泊施設の稼働率については業績報告書の中で実績値を報告しており、評価委員会において「一定の水準を達成しており優れた実績」との評価を受けている。 第三期中期計画期間においては、引き続き稼働率の実績値を報告書に含める形で評価を行う。また、第四期中期計画に向けて、適切な目標数値について検討する。	引き続き、第四期中期計画に向けて、適切な目標数値について検討する。
09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	不正受給、不正使用を防ぐため、助成プログラムの全案件で受給団体に事業報告・会計報告、事業成果物の提出を義務付けている。 また、助成プログラムに関する説明会の開催や助成対象事業の視察等を通じて、受給団体の助成プログラムに対する理解の促進及び受給団体のガバナンス強化の支援に努めている。 なお、平成26年8月には、基金内において報告書の提出、経費の変更、確定手続き等、助成事業の適切な実施を担保するための留意点を整理し、周知した。	引き続き交付後の調査の的確な実施とガバナンス強化の支援に取り組む。

10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置について、平成26年秋に公表した平成27年度プログラムから申請要項等に明記し、申請者に対する周知を行った。	-
11	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを、平成27年度の全助成プログラムの申請要領に明記した。	-

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	効果的かつ効率的な業務運営のため、各海外事務所において、国際観光振興機構、国際協力機構、日本貿易振興機構の海外事務所との会議室の共同利用や、広報資料の相互配置、メルマガ、SNSを通じた情報発信等の取組を通じて、法人間の業務実施の連携を強化している。	・引き続き、業務実施の連携強化を図るとともに、海外事務所の共用化又は近接化について情報共有や物件調査の取組を進める。 ・共同購入や間接業務の共同実施については、国際観光振興機構との本部事務所の共用化の実施に合わせ、同事務所の賃貸借に付随する間接業務等について共同購入や共同実施についての可能性を検討する。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	適切な内部統制を図りつつ、効率的な運営に資するよう、業務フローの見直しを進めている。また個別には各案件に応じ、業務委託やコスト削減の方策検討を行っている。	市場化テストについては平成26年度までに8件実施済みであるが、業務フローやコスト分析の手法を検討し、引き続き業務改善へ向けた取り組みをすすめる。

○ 政独委における勧告の方向性(平成 23. 12. 9)の主な指摘事項

第1 事務及び事業の見直し

- 1 フィルムライブラリー充実(本部)事業の効率的・効果的实施(上映回数の少ない作品のパッケージ化、送料及び保管料削減の観点から可能な限り DVD 素材を調達)。
- 2 日本語能力試験の収支の安定等(受験料による現地機関収入のみでの支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元の促進、適切な受益者負担の観点から現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定)
- 3 JICAから移管される日本語研修の効率的実施。
- 4 情報ライブラリーや海外図書館の利用者数増大。

第2 関係機関との連携確保等

事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整・連携の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省及び交流基金が中心となり、連絡会を設置する等、関係する機関全体として協力・連携を確保・強化するための仕組みを構築するものとする。また、上記の協力・連携の見直しに併せ、交流基金が実施している個々の事業について、事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて、廃止や他機関への移管も含め、不断の見直しを行う。

第3 業務実施体制等の見直し

1 組織の再編及び人員配置の適正化

事業に必要な人員を確保しつつ、廃止等されている事業については、不断に、総人件費削減に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。

2 京都支部の見直し

京都支部の業務運営の合理化の観点から、①内部統制に留意しつつ、原則として、退職職員を嘱託職員として雇用し支部長へ任用、②大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの利便性に配慮しつつ、大阪府に設置されている関西国際センターと連携して実施する等の措置を講ずる。

3 在勤手当の見直し

在勤手当については、基本方針に基づき、外部有識者による検証、在外給与水準の調査等を踏まえた見直しを行っているところである。総人件費削減の観点から、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映。また、当該見直しに併せ、海外運営専門員、日本語専門家等の交流基金職員以外の在勤手当についても見直しを行い、次期中期目標・中期計画に的確に反映。

4 海外現地情勢の的確な把握等

適正な予算執行及び効果的な事業実施の観点から、在外公館や交流基金の海外事務所の情報収集機能を活用することにより、海外現地情勢の悪化等の変化について、的確な予測を行う。また、外貨建債券の運用・監理については、交流基金の資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずる。

第4 海外事務所の見直し

交流基金、JICA、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所の共用化促進のための連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、共用化に向けた積極的な検討を行う。その際、利用者の利便性向上の観点から、海外事務所と同じ国・地域に所在する独立行政法人以外の機関の事務所との共用化等、当該機関との連携についても検討。

第5 定量的な目標設定

業務の質の向上及び的確な業務実績評価の実施の観点から、次期中期目標・中期計画においては、可能な限り定量的目標を設定するとともに、定量的目標を設定するものについては、現行中期目標期間における実績を踏まえた目標を設定する。また、併せて、個々の事業の到達目標を明確にする。

第6 業務全般に関する見直し

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図る。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

法人の概要 独立行政法人自動車事故対策機構

所管	国土交通省	主管課	自動車局安全政策課 保障制度参事官室			中期目標期間	平 24.4.1～29.3.31 (5 年)				
沿革	昭 48.12 (認可法人)自動車事故対策センター → 平 15.10 独立行政法人自動車事故対策機構										
組織 体制	本部所在地:東京都墨田区錦糸三丁目2番1号 地方支所(50 箇所)、療護施設:療護センター(4箇所)、委託病床(4箇所)										
役職 員数	役 員 数:理事長(1)、理事(常勤3)、監事(常勤1・非常勤1)(H28.4.1現在) 常勤職員数:334 人 非常勤職員数: 24 人(H28.4.1現在)										
法人 の 目的	【独立行政法人自動車事故対策機構法第3条】 自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。										
業務 の 範囲	【独立行政法人自動車事故対策機構法第13条】 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)の用に供する自動車(以下単に「自動車」という。)の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。 二 自動車の運転者に対し、適性診断(自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。)を行うこと。 三 自動車事故による被害者で後遺障害(傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。)が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。 四 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。 五 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。 イ 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童 ロ 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの 六 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。 イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者 ロ 自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者 七 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。 八 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 24～28 年度における決算額(27・28 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
運営費交付金	6,712	6,772	6,893	6,658	6,900	人件費	3,069	2,901	3,151	3,340	3,231
施設整備費補助金	350	391	316	543	476	業務経費	7,598	7,734	7,820	8,627	8,676
政府補助金	3,179	3,187	3,091	3,384	3,359	施設整備費	350	391	316	543	476
回収金等収入	658	621	602	654	632	一般管理費	983	976	974	975	1,078
業務収入	2,348	2,337	2,407	2,299	2,180	貸付金	89	73	63	158	153

その他収入	124	137	59	27	77	借入金償還	1,356	1,398	1,280	1,257	1,103
合計	13,371	13,446	13,369	13,565	13,625	合計	13,445	13,472	13,605	14,899	14,718

No	9 2	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
----	-----	----	-------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	－
02	安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進するとともに、その取組についての工程表を平成25年度中に作成し、着実な実行を図る。	2	運輸業を始めとした事業者団体等からのヒアリングの結果等を踏まえ、安全指導業務への民間参入の促進に係る工程表を作成し、国土交通省ウェブサイト上に掲載した(平成26年3月)。 当該工程表に基づき、民間事業者の参入に当たっての認定基準の概要を整理して同サイト上に掲載するとともに、各事業者団体への要請文書の発出、連絡会議・参入説明会の実施、認定基準の見直し等を行った。また、運輸業の事業者団体等に対して、NASVAとの協働等による安全指導業務の実施を提案した(平成26年度～)。 平成27年7月1日現在、指導講習に関しては41事業者、適性診断に関しては45事業者が参入を果たしている(いずれもNASVAを除く)。	工程表の内容に基づき、引き続き、参入に係る環境整備、事業者団体等との定期連絡会議・説明会の実施等による参入促進を図る。また、NASVAとの協働実施等を引き続き提案することによって、事業者団体等による安全指導業務への円滑な参入促進を図る。
03	自動車アセスメント業務については、引き続き本法人で実施する。	－	本閣議決定の内容を踏まえ、引き続き自動車事故対策機構において自動車アセスメント業務を適切に実施している。	－

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	介護料支給業務実施規程及び実施要領において、受給資格の確認を義務づけている。また、最低支給額を超えて介護料を支給する際には、都度領収書を提出させることにより不正支給・不正使用の防止を図っている。 加えて、介護料の趣旨・使途等を含む被害者援護制度の概要等については、訪問支援や交流会等の機会を活用した周知に都度努めている。	引き続き、不正受給・不正使用を防ぐためのガバナンスの強化に努める。
08	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	介護料支給業務実施規程及び実施要領に基づき、不正利得の要件に該当した場合、介護料受給資格の喪失又は一時差し止めの措置を都度採ることとしている(平成15年10月～)。(例：介護料に相当する他法令の給付を受けた場合など。)	－
09	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	－	介護料は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象外であるが、不正の手段により介護料の交付を受けた場合には、介護料支給業務実施規程及び実施要領に基づき、返還命令等がなされることをパンフレットに記載するとともに、周知の徹底を図っている。	－

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。	隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務改善を図るため、業務フロー分析等を行い、個別業務システムを導入するなどしている。	引き続き、業務改善に努める。

○ 政独委における勧告の方向性（平成 23. 12. 9）の主な指摘事項

第 1 事務及び事業の見直し

- 1 安全指導業務（適性診断事業及び指導講習事業）については、基本方針において、ユニバーサルサービスを保しつつ、民間への業務移管を進めるとされていることから、次期中期目標において、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定することを明記。
- 2 安全マネジメント業務（運輸安全マネジメント評価等）については、民間事業者でも実施していることから、自動車事故対策機構が独立行政法人として行う必要性等を明らかにした上で、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車事故対策機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など自動車事故対策機構が担う任務・役割を明記。
- 3 自動車アセスメント業務については、基本方針において「交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の可否を検討する」とされていることから、その検討状況を踏まえつつ、移管に向けた具体的な取組を行う。
- 4 療護センター運營業務については、公平な治療機会を確保する観点から、①自動車事故被害者及びその家族に対する療護センターの周知を徹底するとともに、②療護センターで得られた知見・成果の他の医療機関等への普及促進や在宅介護者等への支援を進めるものとする。これらの取組については、次期中期目標等において具体的に明記するとともに、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。また、療護センター及び療護施設機能一部委託病床への委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。
- 5 生活資金貸付業務については、新規貸付の減少、リスク管理債権の増加がみられるほか、回収金等収入に対して多額の事業費用を要していることから、①貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握、②貸付を必要とする者への制度の周知徹底、③貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化、④債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減、以上の取組を行い、あわせて、その支援のあり方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものであるか検討。

第 2 事務所等の見直し

全国 50 か所に置かれている主管支所及び支所については、①自動車関係 3 法人（自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構及び独立行政法人交通安全環境研究所）の統廃合について議論があること、②支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、③被害者援護業務を充実させる方向にあること、④安全指導業務の民間移管を促進することとしていること、⑤適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、支所の合理化を図る。

第 3 業務全般に関する見直し

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図る。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

法人の概要 独立行政法人住宅金融支援機構

所管	国土交通省・財務省	主管課	国土交通省住宅局総務課	中期目標期間	平 24.4.1～29.3.31（5年）
沿革	昭 25. 6 住宅金融公庫 → 平 19. 4 独立行政法人住宅金融支援機構				
組織体制	本店:東京都文京区後楽一丁目4番 10 号 支店:全国8店舗(北海道、東北、東海、近畿、北陸、四国、中国、九州)（平 28.5.2 以降）				
役職員数	役 員 数:理事長(1)、副理事長(1)、理事(6)、監事(3)（平 28.4.1 現在） 常勤職員数:904 人（平 28.4.1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人住宅金融支援機構法第4条】 一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定を社会福祉の増進に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人住宅金融支援機構法第 13 条】 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 - 一 住宅の建設又は購入に必要な資金(当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。 - 二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの(以下「特定貸付債権」という。))のうち、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの(その信託の受益権を含む。)を担保とする債権その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「特定債務保証」という。))を行うこと。 - イ 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第一号に掲げる方法(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関との間で同号に規定する信託契約を締結するものに限る。第二十三条第一項において同じ。))又は信託法第三条第三号に掲げる方法による信託(以下「特定信託」と総称する。))をし、当該信託の受益権を譲渡すること。 - ロ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。))に譲渡すること。 - ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為 - 三 住宅融資保険法による保険を行うこと。 - 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転(以下この号において「建設等」という。))をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 - 五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金(当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。))の貸付けを行うこと。 - 六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは当該災害予防移転建築物の移転に必要な資金(当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 - 七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金(当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。))又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 - 八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭(単身の世帯を含む。次号において同じ。))に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住居部分が大部分を含める建築物の建設に必要な資金(当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。))又は当該賃貸住宅の改良(当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の住居の用その他その本来の用途に供したところのある建築物の改良を含む。))に必要な資金の貸付けを行うこと。 - 九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良(高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。))に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(賃貸住宅であるものに限る。))とするこ				

	とを主たる目的とする人の居住の用に供したことの住宅の購入に必要な資金(当該住宅の購入に付随する行為で政令に定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けを行うこと。
十	機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第二号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合(重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。)に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金(以下「保険金等」という。)を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結してその者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。
十一	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2	前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。 一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第百三十八条又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十一条若しくは第四十三条の規定による貸付けを行うこと。 二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。 三 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十二条第二項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

平成 24～28 年度における決算額(27・28 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
【法人単位】											
国庫補助金	59,452	14,588	130,869	25,425	24,303	業務経費	163,560	152,848	139,984	156,993	151,268
政府出資金	50,403	34,511	6,689	-	-	証券化支援	23,650	24,113	22,189	34,921	35,802
財政融資資金借入金	70,200	67,500	49,500	210,000	160,000	住宅融資保険	3,354	3,435	2,711	4,207	4,047
民間借入金	110,200	90,800	88,200	106,900	140,700	財形住宅資金貸付	961	756	552	735	854
住宅金融支援機構債券	2,364,954	1,769,755	1,401,816	3,048,818	2,548,772	住宅資金貸付等	109,623	104,717	99,607	101,369	92,212
住宅金融支援機構財形住宅債券	86,783	54,309	26,134	74,573	24,140	既往債権管理	25,971	19,828	14,945	15,761	18,353
住宅金融支援機構住宅宅地債券	26,237	19,703	13,247	6,289	-	買取債権	2,274,938	1,867,994	1,612,291	2,977,200	2,341,538
買取債権回収金	797,735	845,546	1,004,991	1,075,226	1,168,780	貸付金	240,570	154,259	148,897	370,413	321,782
貸付回収金	3,451,615	2,751,690	2,288,823	1,971,987	1,661,377	借入金等償還	4,151,051	3,815,346	3,619,998	3,646,808	3,253,689
業務収入	963,724	873,093	791,718	767,450	691,861	支払利息	760,203	681,593	604,971	570,717	486,974
その他収入	236,401	385,140	571,513	603,042	312,447	一般管理費	2,863	2,931	2,986	3,513	3,257
						人件費	9,329	10,134	13,539	10,457	10,681
						その他支出	697,582	481,296	195,830	190,101	199,873
合 計	8,217,704	6,906,634	6,373,500	7,889,710	6,732,379	合 計	8,300,097	7,166,401	6,338,496	7,926,201	6,769,061
【証券化支援勘定】											
国庫補助金	9,494	14,588	123,469	25,425	24,303	業務経費	24,757	25,044	22,926	35,536	36,338
政府出資金	49,803	34,511	6,689	-	-	買取債権	2,274,938	1,867,994	1,612,291	2,977,200	2,341,538
民間借入金	-	-	10,000	40,000	80,000	借入金等償還	733,672	765,285	804,781	975,917	986,551
住宅金融支援機構債券	2,107,717	1,669,701	1,401,194	2,962,340	2,218,772	支払利息	212,166	215,447	218,374	258,000	242,770
住宅金融支援機構住宅宅地債券	26,073	19,688	13,153	2,767	-	一般管理費	1,214	1,292	1,373	1,742	1,671
買取債権回収金	797,735	845,546	1,004,991	1,075,226	1,168,780	人件費	4,240	4,748	6,462	5,527	5,723
業務収入	171,451	183,174	190,401	246,283	238,757	その他支出	80,454	400,949	435,328	289,962	393,227
その他収入	297,308	326,641	391,831	186,728	236,425						
合 計	3,459,581	3,093,850	3,141,728	4,538,769	3,967,036	合 計	3,331,440	3,280,759	3,101,536	4,543,883	4,007,819
【住宅融資保険勘定】											
国庫補助金	-	-	7,400	-	-	業務経費	3,354	3,435	2,711	4,207	4,047
業務収入	2,958	1,493	1,768	2,435	2,239	一般管理費	173	131	147	180	169
その他収入	33,500	11,343	5,080	13,571	22,177	人件費	301	337	421	289	320
						その他支出	41,968	6,869	8,716	10,176	10,192
合 計	36,459	12,836	14,248	16,006	24,416	合 計	45,797	10,772	11,996	14,852	14,727

収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
【財形住宅資金貸付勘定】											
民間借入金	110,200	90,800	78,200	66,900	60,700	業務経費	961	756	552	735	854
住宅金融支援機構財形住宅債券	86,783	54,309	26,134	74,573	24,140	貸付金	184	599	283	4,000	3,000
貸付回収金	105,273	85,386	68,583	64,155	55,855	借入金等償還	263,700	249,600	172,000	202,600	121,300
業務収入	10,886	8,016	6,045	5,173	3,969	支払利息	5,688	3,832	2,725	3,048	2,333
その他収入	11	15,025	6	115	4	一般管理費	167	131	143	160	144
						人件費	364	382	493	369	369
						その他支出	43,754	2	32	10	17,000
合 計	313,154	253,536	178,948	210,916	144,667	合 計	314,817	255,302	176,229	210,923	145,000
【住宅資金貸付等勘定】											
国庫補助金	53,900	-	-	-	-	業務経費	194,949	183,990	174,064	182,390	161,026
政府出資金	600	-	-	-	-	貸付金	240,386	153,660	148,615	366,413	318,782
財政融資資金借入金	70,200	67,500	49,500	210,000	160,000	借入金等償還	128,461	41,504	49,306	113,165	121,819
住宅金融支援機構債券	56,837	376	622	86,478	50,000	支払利息	18,534	20,301	18,271	24,107	21,275
住宅金融支援機構住宅地債券	163	14	94	3,522	-	一般管理費	915	712	787	908	847
貸付回収金	230,170	141,517	138,796	197,706	180,282	人件費	1,988	2,077	2,731	2,044	2,151
業務収入	204,087	192,700	180,330	190,612	167,743	その他支出	162,358	138,994	109,858	43,315	57,942
その他収入	124,710	106,118	140,885	57,806	125,483						
合 計	740,667	508,225	510,226	746,124	683,508	合 計	747,593	541,237	503,631	732,341	683,843
【既往債権管理勘定】											
住宅金融支援機構債券	200,400	99,678	-	-	280,000	業務経費	25,971	19,828	14,945	15,761	18,353
貸付回収金	3,116,172	2,524,786	2,081,465	1,710,127	1,425,239	借入金等償還	3,025,218	2,758,956	2,593,911	2,355,126	2,024,018
業務収入	661,734	568,346	488,985	405,219	349,083	支払利息	527,736	447,059	370,110	290,201	226,107
その他収入	5,272	550,444	482,134	503,117	212,410	一般管理費	1,359	1,102	1,136	1,160	1,006
						人件費	2,436	2,590	3,431	2,227	2,118
						その他支出	593,464	553,863	85,806	295	52
合 計	3,983,578	3,743,254	3,052,584	2,618,464	2,266,732	合 計	4,176,185	3,783,398	3,069,339	2,664,770	2,271,654

No	97	所管	国土交通省・財務省	法人名	住宅金融支援機構
----	----	----	-----------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	-
02	証券化支援業務について、機構のMBSに対する市場の信託を維持するためには、経営の健全性を維持することが重要であることから、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を機構に設置し、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえた上で、機構の事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。	1	・平成26年4月に、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として「事業運営審議委員会」を機構内に設置した。 ・平成26年度においては、平成26年5月20日、同8月26日及び平成27年2月3日に「事業運営審議委員会」を開催し、業務の執行状況、財務の状況、制度改革事項、内部統制の状況等の事業運営に関する事項を審議した。また、その際の資料及び審議概要について、機構ホームページで随時公表した。 ・次回は7月30日に開催予定。	-
03	民間金融機関の住宅ローンが変動金利型中心である現状に鑑み、当面は、機構のMBSの発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで民間によるMBSの発行の活性化及び流動性の向上を促し、我が国の証券化市場を育成する。また、MBS発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行之、ニーズを迅速に把握する。	2	・平成25年度よりMBSの発行額の平準化を図るため、MBSの発行所要額の満額を発行することを原則としつつも、市場環境等を踏まえた上で必要に応じてMBSの発行額の調整(担保となる住宅ローン債権の一部を繰り延べる)を行う起債運営を行っているところ。 ・平成26年度においては、季節的な要因等により、投資家需要に比べMBSの発行額が増加した平成26年4月、平成27年1月及び平成27年3月に発行額の調整を実施した。加えて、平成27年4月以降は「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に関連したフラット35の制度拡充等によるMBSの発行額の増加及び投資家需要や市場環境等を踏まえた上で、発行額の調整を行っているところ。 ・MBS発行に係る金融機関のニーズを把握するため、民間金融機関等との意見交換を継続的に行之、必要に応じて、機構内で共有している。 (平成26年7月以降平成27年6月末までに個別に17機関と意見交換を実施済。)	・市場環境等を踏まえた上で必要に応じてMBSの発行額の調整(担保となる住宅ローン債権の一部を繰り延べる)を行う措置を今後も講じていく。 ・MBS発行に係る金融機関のニーズを把握するため、民間金融機関等との対話は、引き続き継続的に行っていく。
04	平成28年度末までに北関東支店、南九州支店を他支店と統合する。	2	・統合時期について、事務所移転に係る事務所選定の手続きや引越作業等の期間を踏まえ、以下の時期で行うことを役員会で組織決定した。 ①南九州支店・九州支店の統合：平成27年度末 ②北関東支店・首都圏支店の統合：平成28年度上半期 ・統合後の円滑な業務の実施に支障が生じないよう見直し後の組織体制及び事務所移転に伴う課題について検討を実施。 ・南九州支店の九州支店への統合に伴い、現在の九州支店事務所が手狭になることから、事務所を移転することとした。 ・労働諸条件の変更に伴う労使交渉を開始し、平成27年2月に妥結した。ただし、事務所移転等も踏まえて、対象職員に対して個別に説明が必要である。	・北関東支店・首都圏支店の統合については、統合後の組織の人員数、業務量等が機構全体に大きな影響を与えることを踏まえて、本店組織の一部見直しを含めて統合後の体制について検討中。 ・統合後の円滑な業務実施のため、機会を捉えて、自治体、金融機関をはじめ関係のある地域各界に対し統合時期も含めて丁寧な説明を実施する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。	隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いですが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
06	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに債権回収業務、システム運用業務等の外部委託及び審査業務、会計事務等の業務の集中化を進め、自主的な業務改善を実施している。	引き続き、業務改善に努める。

○ 政独委における勧告の方向性（平成 23. 12. 9）の主な指摘事項

第 1 事務及び事業の見直し

- 1 証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援事業の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行う。
- 2 基本方針において、住宅融資保険業務については、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等に限り、また、住宅資金貸付業務については、賃貸住宅融資について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、まちづくり融資について、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、それぞれ民間による代替が可能となるまでの措置として行うことなどとされていることから、次期中期目標等において、その業務範囲を具体的に明らかにするとともに、民間の事業者による代替状況を踏まえ、機構の業務の見直しの検討を行うことを明記。
- 3 既往債権管理勘定以外の勘定全体（保証協会承継業務経理を除く。）の繰越欠損金の解消については、第 2 期中期目標期間の最終年度までにその解消を目指すというこれまでの方針に従い処理を一層推進。このため、繰越欠損金の発生要因等を分析した上で、次期中期目標等において、具体的な処理方策及びスケジュール等を明記。また、既往債権管理勘定についてもその解消に向けて債権管理・回収を的確に行う。

第 2 内部組織等の見直し

- 1 住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち基本方針において廃止することとされた業務に係る組織・人員の合理化を進める。支店については、機構の主要な業務が直接融資から証券化支援に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進める。
- 2 第 1 期中期目標期間中に収賄事件等が発生したことを受けて、機構においては、発生要因と対応策の検討のための第三者を主体とする「職員不祥事再発防止検討委員会」を設け、今後の内部統制の取組方法等について検討し、結果報告が行われたところ。また、会計検査院からバリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付け審査についても指摘を受けているところ。したがって、次期中期目標等においては、職員不祥事再発防止検討委員会の結果報告等を踏まえた内部統制システムについて P D C A サイクルを確立し、その具体的な取組を明記。また、あわせて、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にする。

法人の概要 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

所管	総務省	主管課	情報流通行政局 郵政行政部貯金保険課			中期目標期間	平 24.4.1～29.3.31（5 年）				
沿革	平 15.4 日本郵政公社 → 平 19.10 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（郵便貯金及び簡易生命保険を承継、管理）										
組織体制	所在地:(本部)東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MTビル 3 階										
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1)（平 28.4.1 現在） 常勤職員数: 40 人(平 28.4.1 現在)										
法人の目的	【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第3条】 日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第 13 条】 1. 旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。 2. 旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。 3. 1～2の業務に附帯する業務を行うこと。 4. 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。 5. 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。 6 4～5の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 24～28 年度における決算額(27 年度、28 年度は予算額)（単位:百万円）											
収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
業務収入	13,278,756	12,024,335	10,263,799	9,598,413	8,035,505	業務経費	13,268,555	12,016,389	10,226,078	9,597,871	8,034,970
(保険料等収入)	(12,852,323)	(11,634,103)	(9,906,090)	(9,319,657)	(7,805,484)	(保険料等支払金)	(12,866,375)	(11,646,312)	(9,912,800)	(9,324,031)	(7,805,483)
(運用収入)	(401,588)	(368,876)	(312,595)	(273,295)	(228,917)	(支払利子)	(401,531)	(368,841)	(312,470)	(273,287)	(228,917)
(手数料収入)	(17)	(15)	(14)	(12)	(13)	(その他の業務支出)	(650)	(1,236)	(807)	(553)	(570)
(その他の業務収入)	(24,829)	(21,341)	(45,100)	(5,449)	(1,091)	一般管理費	79	57	58	61	58
借入金償還原資	3,546,067	3,806,572	2,690,453	2,394,161	2,094,582	人件費	434	423	462	477	472
						施設整備費	-	-	-	-	-
						借入金償還	3,546,067	3,806,572	2,690,453	2,394,161	2,094,582
合計	16,824,823	15,830,908	12,954,252	11,992,574	10,130,088	合計	16,815,135	15,823,442	12,917,051	11,992,569	10,130,082

No	06	所管	総務省	法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
----	----	----	-----	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針																				
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—																				
02	将来的には、管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、本法人の解散について検討を行い、必要な措置を講ずる。	3	現時点では、機構には、引き続き、独立行政法人として、旧契約（民営化前に預入が行われた定期性の郵便貯金及び民営化前に契約された簡易保険）を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行させる。 【理由】 機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法により「日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行」することを目的として設置された。 旧契約に係る債務については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、平成26年度末時点においても依然その水準は高い。保険については、旧契約の契約件数が新旧契約合計の約61%、貯金（定期性商品）については、旧契約に係る残高が新旧契約合計の約19%を占めている。 <table><thead><tr><th></th><th colspan="2">旧契約</th><th colspan="2">新契約</th></tr><tr><th></th><th>H19(設立時)</th><th>H26年度末</th><th>H19(設立時)</th><th>H26年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td>郵便貯金・ゆうちょ銀行預金残高(定期性)</td><td>131兆5,880億円</td><td>22兆725億円</td><td>0</td><td>97兆1,532億円</td></tr><tr><td>簡易生命保険・かんぽ生命保険契約数</td><td>6,125万件</td><td>2,290万件</td><td>0</td><td>1,486万件</td></tr></tbody></table>		旧契約		新契約			H19(設立時)	H26年度末	H19(設立時)	H26年度末	郵便貯金・ゆうちょ銀行預金残高(定期性)	131兆5,880億円	22兆725億円	0	97兆1,532億円	簡易生命保険・かんぽ生命保険契約数	6,125万件	2,290万件	0	1,486万件	将来的に、機構の管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、必要な検討を行い、措置を講じる。
	旧契約		新契約																					
	H19(設立時)	H26年度末	H19(設立時)	H26年度末																				
郵便貯金・ゆうちょ銀行預金残高(定期性)	131兆5,880億円	22兆725億円	0	97兆1,532億円																				
簡易生命保険・かんぽ生命保険契約数	6,125万件	2,290万件	0	1,486万件																				

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、例えば消耗品の調達について、業者との間で以前から頻繁に見積り合わせを重ねてきた結果、大規模企業等の団体と同等の最低価格単価での調達を実現できていることもあり、他法人との共同調達は実施していない。	立地条件、会計基準・調達基準等に配慮しつつ、他の法人の取組事例を参考にしながら、今後検討してまいりたい。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	平成22年度に設置した理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」において、毎年度、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」を参考にしつつ、業務・組織体制及びそのコストについて検証を行っている。 平成26年においては、同年7月に周知・広報業務の一部を総務課から貯金部及び保険部へ移管するなど、事務処理体制の見直しを行った。 また、従来、部外委託をしていた国際ボランティア貯金寄付金配分事務に係る監査業務について、平成27年度以降、機構職員が直接実施することにより、事務処理体制の効率化と経費の節減を行った（これによる平成27年度の予算削減額は約600万円）。	平成27年度以降においても継続的に検証を行い、見直しを図る。

○ 政独委における勧告の方向性（平成 23. 12. 9）の主な指摘事項

第 1 事務及び事業の見直し

1 本法人が承継した郵便貯金及び簡易生命保険を取り扱う事業所に対する実地監査を網羅的に行うことは実態上難しい状況を踏まえ、監査業務を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、監査業務の充実を図る。

また、監査業務の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。

2 郵便貯金及び簡易生命保険の早期受取を勧奨するための広報活動については、ウェブによる認知度のアンケート調査により効果を検証しているが、ウェブを利用できない環境にある者も考慮し、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査などにより費用対効果を十分検証し、より効果的かつ効率的な広報を実施する。また、広報活動の実施に当たっては、効率的な実施に留意し、全体の経費の増大を招かないものとする。

第 2 業務実施体制の見直し

本法人が承継した郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数が、法人設立当初に比べて年々減少し、今後とも更なる減少が見込まれていること、国際ボランティア貯金寄附金配分事業が次期中期目標期間中の完了が見込まれていることを踏まえ、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進める。その際、部の統合についても検討する。

第 3 積立金の処理に関する見直し

本法人の積立金については、郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益が大宗を占め、全ての額が将来に渡り業務を確実に実施する上で必要な資金とまでは認め難いことから、法人の解散、新組織への権利義務承継の動向にも留意し、国の財政事情も踏まえつつ国庫納付の在り方を検討する。また、個別法第 25 条の規定に基づく積立金の処分に当たっては、法人設立後最初の処分であることから、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出する。

第 4 業務全般に関する見直し

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。

法人の概要 国立研究開発法人科学技術振興機構

所管	文部科学省	主管課	科学技術・学術政策局人材政策課			中長期目標期間	平 24.4.1～29.3.31（5 年）					
沿革	昭 32.8 日本科学技術情報センター（＊）					昭 36.7 新技術開発事業団 → 平元. 10 新技術事業団（＊）						
	平 8.10（＊）統合 → 科学技術振興事業団 → 平 15.10 独立行政法人科学技術振興機構 → 平 27.4 国立研究開発法人に移行											
組織体制	所在地：（本部）埼玉県川口市本町4－1－8 東京本部（千代田区四番町）、東京本部別館（千代田区五番町） 日本科学未来館（江東区青海） 情報資料館筑波資料センター（つくば市） 海外事務所（パリ、ワシントンDC、シンガポール、北京）											
役職員数	役員数： 理事長（常勤1）、理事（常勤4）、監事（常勤1、非常勤1）（平 28. 4. 1 現在） 常勤職員数： 1, 227 人 非常勤職員数： 140 人（平 28. 4. 1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人科学技術振興機構法第4条】 新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する基礎・基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他科学技術振興のための基盤整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人科学技術振興機構法第 18 条】 1. 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2. 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。 3. 1～2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 4. 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。 5. 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。 6. 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、i)研究集会の開催、外国研究者のための宿舍の設置・運営等、 ii)研究開発の共同実施のあっせん業務を行うこと（大学における研究に係るものを除く。） 7. 5～6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。 8. 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。 9. 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二 の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。											
平成 24～28 年度における決算額（27 年度、28 年度は予算額）（単位：百万円）												
収入	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	
運営費交付金	114,502	126,305	139,956	113,365	113,648	一般管理費	1,586	1,509	1,473	1,499	1,365	
施設整備費補助金	92	77	125	45	-	業務経費	92,976	117,100	120,216	107,685	106,969	
設備整備費補助金	-	14,307	1,581	-	-	東日本大震災復興業務経費	3,575	3,751	2,128	287	0	
革新的研究開発基金補助金	-	55,000	-	-	-	戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	-	-	15,713	12,010	12,477	
政府出資金	50,000	-	-	-	-	人件費	9,817	9,180	10,115	11,635	10,900	
自己収入	8,130	5,453	5,897	4,938	4,189	施設整備費	92	77	125	45	-	
寄附金収入	1	18	1	-	-	設備整備費	-	14,186	1,551	-	-	
受託等収入	6,361	6,050	2,603	-	-	受託等経費	6,383	5,911	2,483	-	-	
繰越金	1,297	1,602	1,551	586	907							
その他収入	-	106	83	-	-							
合計	180,383	208,918	151,797	118,935	118,744	合計	114,429	151,713	153,804	133,161	131,711	

No	25	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
----	----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	学術研究の成果を科学技術イノベーションに資する研究につなげていくため、日本学術振興会との連携を強化する。	2	日本学術振興会（JSPS）が実施する科学研究費補助金による学術研究の成果を、科学技術振興機構（JST）が実施する科学技術イノベーションに資する研究につなげていくため、科学研究費補助金の成果やJSTの研究成果を網羅的に把握し、JSTの研究開発事業の企画・立案へ活かすためのデータベースを構築し、運用を開始した。定常的な運用に向けて、データベースとしての必要な機能の整備及び定期的なデータ収容の仕組み作りを進め、平成26年度にデータベース整備を完了し、連携を強化した。	引き続きJSTのデータベースの充実のために日本学術振興会から科研費に係る情報の提供を受けるなど、連携強化に向けた取組を進める。左記の取組を含め、平成27年度から研究公正事業の推進にあたっては、協力体制を構築し、連携強化を進める。
03	本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。	1	・独立行政法人日本医療研究開発機構法が第186回通常国会において、平成26年5月23日成立、5月30日公布 ・移管に必要な作業は完了し、平成27年4月1日に日本医療研究開発機構が発足した。	—
04	ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて大学等機関への委託を行う研究開発業務について、不正防止策を強化するとともに、委託先機関のガバナンス強化に対する支援を行う。	2	（研究費の不正使用に対する防止策） 平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、今年度より、新たに体制整備等自己評価チェックリストの提出、間接経費削減等の措置等について周知徹底を行うとともに、研究費の不正使用に対する防止策を強化した。 （研究活動の不正行為に対する防止策） 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」を踏まえ、当該ガイドラインの周知徹底や研究倫理に関する教材の履修の義務づけ、申請時に研究倫理教育を受講していることを要件化する等の対策を講じた。 （委託先機関のガバナンス強化） 委託先機関において、不正事案に対する組織的な対応が滞りなく実施できるよう、文科省のガイドライン等でどのようなことが求められているかについて、ホームページにおける情報の掲載、説明会における説明・問い合わせ対応等を通じて、各機関の関係者が必要な情報を把握できるよう支援を実施。	今後、「研究公正活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究活動の不正行為に対する防止策を強化する。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、研究費の不正使用に対する防止策や委託先機関のガバナンス強化の支援を引き続き実施する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	（研究費の不正使用に対する防止策） 平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、今年度より、新たに体制整備等自己評価チェックリストの提出、間接経費削減等の措置等について周知徹底を行うとともに、研究費の不正使用に対する防止策を強化した。 （委託先機関のガバナンス強化） 委託先機関において、不正事案に対する組織的な対応が滞りなく実施できるよう、文科省のガイドライン等でどのようなことが求められているかについて、ホームページにおける情報の掲載、説明会における説明・問い合わせ対応等を通じて、各機関の関係者が必要な情報を把握できるよう支援を実施。	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、研究費の不正使用に対する防止策や委託先機関のガバナンス強化の支援を引き続き実施する。
06	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	研究機関・大学との契約書に研究不正に関する条項を設け、①研究不正に係る研究費の返還、②JST全事業への研究者の応募資格の一定期間停止措置などを導入している。	—
07	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	—	—	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	・海外事務所を有する他法人と情報共有を行うこと等より連携を強化し、パリ事務所について、平成25年7月から、宇宙航空研究開発機構、日本原子力研究開発機構、情報通信研究機構と共用事務所を借り上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を図った。 ・文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合において、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に取りまとめた検討結果を踏まえて、JSTにおいては、納入実績情報の共有を行っている。	今後も、引き続き、市場性が低く競争性が確保しにくい研究機器等については、法人間で必要に応じて情報交換を行い、予定価格の適正化を図っていく。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	JSTの事務・事業を効果的・効率的に行うため、業務フローの見直しを行い、業務システムの構築を進め、自主的な業務改善を図っている。	今後も、引き続き、業務フローの見直しを行い、業務システムの構築を進め、自主的な業務改善を図っていく。

○ 政独委における勧告の方向性（平成 23. 12. 9）の主な指摘事項

第1 事務及び事業の見直し

- 1 実施している事業について、「科学技術基本計画」（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）の趣旨を踏まえ事業を再編し展開するに当たり、これまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で明らかにするものとする。
- 2 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で定められた競争的資金の大括り化に当たっては、その目的である事業運営の効率化を図る観点から、審査や研究課題に係る各種業務の事務管理コストの合理化等の効果を具体的に明確にするものとする。
- 3 競争的資金の配分に当たっては、その透明性の一層の確保の観点から、戦略目標達成の成否を左右する研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由や経緯等を更に具体的に明らかにするとともに、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行うものとする。
- 4 法人活動から生じる多くの特許については、戦略的な方針の下、技術移転活動の活性化を推進するとともに、将来の知的財産の活用の可能性及びその困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際の必要性の検討の厳格化や、長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことにより、研究成果の活用の促進及び管理の適正化を一層推進するものとする。
- 5 基本方針で定められた科学技術文献情報提供事業の平成 24 年度中の民間事業者によるサービスの実施に当たり、新たな事業スキームの下での着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に行うものとする。

第2 業務実施体制の見直し

科学技術文献情報提供事業の平成 24 年度からの民間事業者によるサービスの実施、地域イノベーション創出総合支援事業の 25 年度末まででの廃止及びこれによる全国 19 か所に立地するイノベーションプラザ等の廃止並びに研究員の雇用形態を科学技術振興機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、定年制常勤職員、任期付常勤職員、非常勤職員の計画的合理化を図るものとする。

第3 保有資産の見直し等

設置当初に比し職員数が減少している経理や総務等の管理部門が入居している法人本部（埼玉県川口市）や東京都練馬区及び茨城県つくば市の 2 か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、移転等のトータルコスト等も踏まえつつ事務所等の見直しの徹底を図るものとする。

第4 業務全般に関する見直し

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

法人の概要 独立行政法人労働政策研究・研修機構

所管	厚生労働省	主管課	政策統括官付労政担当参事官室			中期目標期間	平 24.4.1～29.3.31(5年)					
沿革	昭 33.9 日本労働協会 → 平 2.1 日本労働研究機構(※)			昭 39.6 労働省労働研修所 → 平 13.1 厚生労働省労働研修所(※)								
	平 15.10 (※)統合 → 独立行政法人労働政策研究・研修機構											
組織体制	所在地:(本部)東京都練馬区上石神井4－8－23 (労働大学校)埼玉県朝霞市溝沼 1983-2											
役職員数	役員数: 理事長(常勤1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1)(H28.4.1 現在) 常勤職員数: 100 人 非常勤職員数: 33 人(H28.4.1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人労働政策研究・研修機構法第3条】 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資すること。											
業務の範囲	【独立行政法人労働政策研究・研修機構法第 12 条】 1. 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。 2. 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。 3. 労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。 4. 業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5. 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。 6. 附帯する業務を行うこと。											
平成 24～28 年度における決算額(H27、H28 年度は予算額) (単位:百万円)												
収入		H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算	支出	H24	H25	H26	H27 予算	H28 予算
運営費交付金		2,468	2,383	2,467	2,423	2,384	人件費	1,081	1,119	1,232	1,285	1,260
施設整備費補助金		76	139	251	193	193	一般管理費	444	414	395	409	415
その他の収入		63	55	49	57	58	業務経費	691	768	713	774	767
							(政策研究経費)	334	378	369	398	387
							(情報収集等経費)	122	139	98	120	66
							(国際研究交流経費)	37	40	37	44	109
							(成果普及等経費)	153	168	156	151	144
							(研修事業経費)	29	27	39	39	39
							(研究成果等の社会還元事業)	15	15	15	－	－
							(その他経費)	－	－	－	22	22
							施設整備費	76	139	251	205	193
合計		2,607	2,577	2,767	2,674	2,635	合計	2,291	2,440	2,592	2,674	2,635

No	4 4	所管	厚生労働省	法人名	労働政策研究・研修機構
----	-----	----	-------	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	労働行政担当職員研修（労働大学校）については、政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で一体的に運営され、高い相乗効果を発揮していることを踏まえ、引き続き本法人が実施する。	－	労働行政担当職員研修（労働大学校）については、引き続き本法人が実施する。	－
03	現中期目標期間中に平成25年度の常勤職員数から5人以上削減するとともに、法定理事数を1名削減する。	2	・常勤職員数削減については、平成25年度に中期目標を改正し「平成25年度の常勤職員数から5人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組む」旨の記載をした。 ・法定理事数の1名減については、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成28年4月1日施行）において実施。	・常勤職員数削減については、現中期目標期間（平成28年度末まで）中に平成25年度の常勤職員数から5人以上の削減を達成する予定。 ・法定理事数の1名減については、平成28年4月1日に実施する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	機構の業務のコスト削減や効率化について、入札方法の見直し等の取組を行うとともに、共同調達や間接業務の共同実施の実施可能性について検討を行っている。	機構の業務のコスト削減や効率化について、職員から提案のあった業務改善等に関する案件を審議する業務改善委員会（全部門の管理職で構成）等で審議され、実施することとなった取組を引き続き行うとともに、共同調達について先行事例を調べるなど、検討を続けていく。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	労働大学校の施設・設備管理業務については、業務フローやコストの分析を行い、その結果を基に作成された業務マニュアルの活用等により民間委託を実施するなど自主的な業務改善に取り組んでいたが、平成28年度からの3年間の契約期間に対する入札において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、民間競争入札を実施することとなっており、9月に入札監理小委員会において実施要項案の審議を受ける予定となっている。	引き続き、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示された手法等について、機構の業務内容に照らしてその適用範囲を検討し、業務フローやコストの分析の結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善について検討を行っていく。

○ 政独委における勧告の方向性（平成 23. 12. 9）の主な指摘事項

第 1 事務及び事業の見直し

- 1 調査研究成果が、どの程度労働政策の企画・立案・推進に直接的に寄与したかを示す、分かりやすい指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。また、調査研究成果ごとの普及状況を客観的に把握するための指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

さらに、これらの取組を通じて、あらかじめ調査研究テーマごとに具体的な利用目的や上記指標に係る数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階における評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用によりその達成度を含め厳格に評価するものとする。その際、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止するなどにより、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に一層重点化し、業務の縮減を図っていくものとする。

- 2 研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止するとともに、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務の見直しを行い、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減するものとする。

第 2 業務運営体制の見直し

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、労働行政担当職員研修（労働大学校）が国に移管されることに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うものとする。

第 3 業務全般に関する見直し

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。